

# (財)産業廃棄物処理事業振興財団

## 平成15年度事業計画

産業廃棄物の処理施設の整備に必要な資金の融通の円滑化、その他の産業廃棄物の処理に係る事業の振興措置等及び事業者による産業廃棄物の適正な処理の確保を図るための自主的な活動を推進するため、下記の事業を行う。

### 産業廃棄物処理特定施設整備法関連業務

#### 1. 産業廃棄物処理特定施設整備促進事業

- (1) 産業廃棄物処理を実施する全国の地方公社等に積極的に保証制度を周知し、優良案件の拡大を図る。
- (2) 特定施設及び廃棄物処理センターの整備促進に係る情報交換のための全国担当者会議を開催する。

#### 2. 債務保証事業

- (1) 特定施設整備法に基づく特定施設の整備事業に関わる債務保証の申し出に対しては、従来からの方針通り積極的な対応を図る。
- (2) 民間処理業者が行う産業廃棄物処理施設の近代化・高度化等に関わる債務保証の申し出に対しては、外部の専門家も活用し、経営及び事業収支性調査、技術評価、社会・公共性及び市場調査等を行い
  - ア. 事業収支計画・返済財源の妥当性
  - イ. 投資規模の妥当性及び金融機関の支援など、審査の原点に立ち返って十分な検討を行うことにより、質の高い産業廃棄物処理施設の建設推進と健全な処理業者の育成に資する運営を行う。
- (3) 既往債務保証先に対しては、案件毎に債権分類を行い、フォロー調査の実施とあわせ債権管理の徹底を図る。
- (4) 代位弁済を実行し求償権を取得したものについては、当該事業の再建の可能性を見極めつつ経営指導を徹底する等、案件毎にメリハリを効かせた管理を行い、債権回収の極大化を目指す。

### 3．助成事業

産業廃棄物の処理に関する新しい技術の開発又はその起業化を行う産業廃棄物処理業者に対して、当該新技術の開発及び高度技術を利用した減量化・再生処理施設の設置のための調査・検討を行うのに必要な経費の一部を助成する。

### 4．振興事業

#### (1) ポリ塩化ビフェニル(以下「PCB」という。)処理対策事業

PCB処理に関する技術情報を収集整理し、関係者に提供する。さらにPCB処理を促進するための調査研究、啓発等の活動を行う。

#### (2) 受託調査等

##### ア．廃棄物処理センター関連調査

###### (ア) 廃棄物処理センター整備基本調査

廃棄物処理センターの整備計画の策定に当たり必要なバックグラウンドに係る実態把握、課題抽出、将来推計と対応方向等の調査を実施し、これを取りまとめる。

###### (イ) 公共関与等調査

都道府県等からの要請又は委託に応じ、施設整備計画策定のための調査、産業廃棄物処理に係る公共関与のあり方についての調査研究等を行う。

##### イ．環境省PCB関連調査

###### (ア) PCB廃棄物の処理技術の基準化

PCB廃棄物の新処理技術の基準化等の検討を行い、基準化された新処理技術をPCB処理技術集に追加する。また、種々のPCB分析方法について調査検討し、基準化を図る。

###### (イ) PCB保管データベース管理

PCB保管データベースをインターネットで公開するため、届出データを入力・確認する業務を実施する。

##### ウ．環境事業団PCB処理施設建設支援業務

###### (ア) PCB検討委員会支援業務

環境事業団が行うPCB廃棄物処理事業検討委員会及び地域部会・技術部会等の資料作成等の支援を行う。

(イ) PCB処理施設発注支援業務

環境事業団が建設するPCB廃棄物処理施設の発注のための資料の作成、技術提案書の審査のために必要な資料の調整の支援を行う。

(ウ) PCB廃棄物処理データベースの構築業務

PCB廃棄物処理対象事業者に関するデータベースの構築等を行う。

(3) 研修業務

産業廃棄物処分業者に対する研修として、「産廃経営研究会」を実施する。研究会は、産業廃棄物処理業の経営者を対象として講義、演習等を行い、健全な経営や、経営戦略について総合的に学習する機会を提供する。

## 廃棄物処理法関連業務（産業廃棄物適正処理推進センター業務）

### 1. 産業廃棄物適正処理推進事業

(1) 法改正以後の不法投棄等産業廃棄物除去事業等に対する協力

改正廃棄物処理法の施行日（平成10年6月17日）以後に不法投棄された産業廃棄物について、その撤去等原状回復措置を講じようとする都道府県等から協力要請があったときは、適正処理推進基金（国の補助金及び産業界からの拠出金で造成）をもって対応する。

(2) 事業者に対する助言、指導等

事業者による産業廃棄物の適正な処理の確保を図るための自主的な活動の推進に資するため、事業者に対する助言、指導、情報の提供等を行う。

(3) 法改正前の不法投棄等産業廃棄物除去事業等に対する協力

改正廃棄物処理法の施行日（平成10年6月17日）前に不法投棄された産業廃棄物について、その撤去等原状回復措置を講じようとする都道府県等に対して、適正処理推進基金により協力を行うとともに平成15年度から新たに導入される過去の不法投棄に起因する支障の除去等に関する特別措置法（仮称）に係る国庫補助金を上記基金に受け入れ、都道府県等の行う計画的な不法投棄の原状回復事業に対し協力を行う。

(4) エコパトロールの普及・促進

産業廃棄物の不法投棄の未然防止・拡大防止を図るため、環境破壊行為早期対応システム（エコパトロール）の都道府県等への普及を図る。

(5) 環境省からの受託調査等

ア．産業廃棄物不法投棄実態調査

都道府県等が平成14年度に把握した新たな不法投棄及び原状回復の状況を調査する。

イ．環境破壊行為早期対応システムの運用等

環境省の委託により環境破壊行為早期対応システムの運用、保守等実施することにより、環境省地方環境対策調査官事務所等への支援を行う。

ウ．不法投棄事案対応支援事業

不法投棄の未然防止・拡大防止のために、測量技術者、関係法令に精通した法律や企業会計の専門家等によるチームを設置し、都道府県からの要請に応じて適宜、現場での不法投棄事案の解明、原状回復の支援等を行うほか、現地における共同調査、調査手法等の研修等を通じ自治体職員の事案対応能力のアップを図る。

2. 情報提供業務

排出事業者が適正な処理を遂行し得る処理業者を選定できるようインターネットを介して産業廃棄物処理業者に関する情報を提供するシステム(情報検索システム)を中核とする「情報ネット」を運営する。この情報検索システムは、都道府県・政令市の協力を得て、産業廃棄物処理業者許可情報の提供を受けることにより、収録データの整備及び精度の向上に努める。

また、「産廃情報ネット」内にリサイクルに関する需給情報を相互に交換可能な「リサイクルネットシステム」を開設し、都道府県を通じて情報を収集し、広く一般に提供する。

なお、無料で提供する一般向けの情報サービスと並行して、有償の情報サービスの開発を進める。